

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、教育長の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(平20教委規則1・全改)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 教育長又は専決権限を有する者(以下「決裁責任者」という。)が、その権限に属する事務の処理に関し意思決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、自らの判断により常時教育長に代って決裁することをいう。</p> <p>(3) 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時その決裁責任者に代って決裁することをいう。</p> <p>(4) 不在 出張、病気その他の理由により決裁責任者が決裁できない状態にあることをいう。</p> <p>(5) 部長 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)第5条第1項に規定する部長をいう。</p> <p>(6) 次長 生駒市教育委員会事務局組織規則第7条第1項に規定する次長をいう。</p> <p>(7) 課長 生駒市教育委員会事務局組織規則第8条第1項に規定する課長をいう。</p> <p>(8) 主幹 生駒市教育委員会事務局組織規則第9条第1項に規定する主幹をいう。</p> <p>(9) 施設長 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条第1項に規定する施設長並びに生駒市立学校設置条例(平成20年3月生駒市条例第6号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)の園長並びに小学校及び中学校の校長をいう。</p> <p>(10) 課長補佐 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条第3項に規定する課長補佐をいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、教育長の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(平20教委規則1・全改)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 教育長又は専決権限を有する者(以下「決裁責任者」という。)が、その権限に属する事務の処理に関し意思決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、自らの判断により常時教育長に代って決裁することをいう。</p> <p>(3) 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時その決裁責任者に代って決裁することをいう。</p> <p>(4) 不在 出張、病気その他の理由により決裁責任者が決裁できない状態にあることをいう。</p> <p>(5) 部長 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)第5条第1項に規定する部長をいう。</p> <p>(6) 次長 生駒市教育委員会事務局組織規則第7条第1項に規定する次長をいう。</p> <p>(7) 課長 生駒市教育委員会事務局組織規則第8条第1項に規定する課長をいう。</p> <p>(8) 主幹 生駒市教育委員会事務局組織規則第9条第1項に規定する主幹をいう。</p> <p>(9) 施設長 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条第1項に規定する施設長並びに生駒市立学校設置条例(平成20年3月生駒市条例第6号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)の園長並びに小学校及び中学校の校長をいう。</p> <p>(10) 課長補佐 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条第3項に規定する課長補佐をいう。</p>

(11) 副園長 幼稚園の副園長をいう。

(平元教委規則8・平2教委規則6・平4教委規則4・平5教委規則3・平6教委規則1・平6教委規則6・平10教委規則9・平10教委規則10・平11教委規則3・平12教委規則5・平13教委規則3・平14教委規則1・平20教委規則1・平20教委規則3・平22教委規則4・平24教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(決裁順序)

第3条 決裁を要する事務は、決裁を受けるべき事務を所管する係長(副係長を置く課にあっては副係長、主査を置く課にあっては主査、副係長及び主査を置く課にあっては主査)から順次所属の上司の決定を経て、教育長の決裁を受けなければならない。

(平26教委規則4・一部改正)

(代決)

第4条 教育長不在のときは、所管部長がその事務を代決する。

2 所管部長不在のときは所管次長が、所管部長及び所管次長ともに不在のときは所管課長が、所管課長不在のときは所管主幹が、所管課長及び所管主幹ともに不在のときは施設長又は所管課長補佐が、施設長又は所管課長補佐不在のときは所管係長(幼稚園にあっては副園長、係のない課にあっては所管主査)がその事務を代決する。

3 前2項の場合において、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は、代決してはならない。

4 前3項の規定により代決した者は、施行後速やかに決裁責任者の後関を受けなければならない。

(平6教委規則1・平11教委規則3・平13教委規則3・平14教委規則1・平26教委規則4・一部改正)

(合議)

第5条 第3条の規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、部相互間の調整を必要とするものについては、教育総務部長、教育総務部次長及び教育総務課長に合議をしなければならない。

2 次に掲げるものについては、教育総務課長に合議をしなければならない。

(1) 教育委員会の承認を受けなければならない事項又は教育委員会に報告

(11) 副園長 幼稚園の副園長をいう。

(平元教委規則8・平2教委規則6・平4教委規則4・平5教委規則3・平6教委規則1・平6教委規則6・平10教委規則9・平10教委規則10・平11教委規則3・平12教委規則5・平13教委規則3・平14教委規則1・平20教委規則1・平20教委規則3・平22教委規則4・平24教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(決裁順序)

第3条 決裁を要する事務は、決裁を受けるべき事務を所管する係長(副係長を置く課にあっては副係長、主査を置く課にあっては主査、副係長及び主査を置く課にあっては主査)から順次所属の上司の決定を経て、教育長の決裁を受けなければならない。

(平26教委規則4・一部改正)

(代決)

第4条 教育長不在のときは、所管部長がその事務を代決する。

2 所管部長不在のときは所管次長が、所管部長及び所管次長ともに不在のときは所管課長が、所管課長不在のときは所管主幹が、所管課長及び所管主幹ともに不在のときは施設長又は所管課長補佐が、施設長又は所管課長補佐不在のときは所管係長(幼稚園にあっては副園長、係のない課にあっては所管主査)がその事務を代決する。

3 前2項の場合において、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は、代決してはならない。

4 前3項の規定により代決した者は、施行後速やかに決裁責任者の後関を受けなければならない。

(平6教委規則1・平11教委規則3・平13教委規則3・平14教委規則1・平26教委規則4・一部改正)

(合議)

第5条 第3条の規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、部相互間の調整を必要とするものについては、教育総務部長、教育総務部次長及び教育総務課長に合議をしなければならない。

2 次に掲げるものについては、教育総務課長に合議をしなければならない。

(1) 教育委員会の承認を受けなければならない事項又は教育委員会に報告

する事項

- (2) 法令、例規等に関連する事項
  - (3) 人事に関連する事項(幼稚園に係るものを除く。)
  - (4) 議案に関連する事項
  - (5) 広報に関連する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事項
- 3 その事務が部相互間に関連するもので特に必要とするものについては関連部長及び関連次長に、2以上の課等に関連するもので、特に必要とするものについては関連課長に合議をしなければならない。
- 4 支出負担行為の合議を必要とするものは、次に掲げる経費とする。この場合において、課長補佐、施設長専決、主幹専決又は課長専決に係るもの(1件30万円以上のものに限る。)は財政係長に、次長専決に係るものは財政係長を経て財政課課長補佐(財政課課長補佐が置かれていない場合にあつては、財政課長)に、部長専決に係るものは財政係長及び財政課課長補佐を経て財政課長に、教育長又は副市長専決に係るものは財政係長、財政課課長補佐及び財政課長を経て企画財政部次長(企画財政部次長が置かれていない場合にあつては、企画財政部長)に、市長の決裁に係るものは財政係長、財政課課長補佐、財政課長及び企画財政部次長を経て企画財政部長に合議しなければならない。
- (1) 委託料
  - (2) 工事請負費
  - (3) 公有財産購入費
  - (4) 備品購入費
  - (5) 負担金補助及び交付金(保険給付費等扶助費的なものを除く。)
  - (6) 補償補填及び賠償金
  - (7) 投資及び出資金
  - (8) 繰出金
- 5 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、企画財政部長、企画財政部次長及び財政課長に合議しなければならない。  
(平4教委規則4・平5教委規則3・平6教委規則1・平8教委規則3・平11教委規則3・平14教委規則1・平19教委規則1・平21教委規則5・平21教委規則7・平22教委規則4・平25教委規則6・平26教委規則4・一

する事項

- (2) 法令、例規等に関連する事項
  - (3) 人事に関連する事項(幼稚園に係るものを除く。)
  - (4) 議案に関連する事項
  - (5) 広報に関連する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事項
- 3 その事務が部相互間に関連するもので特に必要とするものについては関連部長及び関連次長に、2以上の課等に関連するもので、特に必要とするものについては関連課長に合議をしなければならない。
- 4 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、企画財政部長、企画財政部次長及び財政課長に合議しなければならない。  
(平4教委規則4・平5教委規則3・平6教委規則1・平8教委規則3・平11教委規則3・平14教委規則1・平19教委規則1・平21教委規則5・平21教委規則7・平22教委規則4・平25教委規則6・平26教委規則4・一

部改正)

(除外規定)

第6条 この規則に定める専決事項であっても、次に掲げる事項については、すべて教育長の決裁を経なければならない。

- (1) 重要かつ異例に属すること。
- (2) 紛議論争又は将来その原因となると認められること。
- (3) 例規又は先例となること(次条第6号に係るものを除く。)
- (4) 特に教育長から指定された事項に関すること。
- (5) その他教育長の決裁を受けることを適当と認められること。

(平25教委規則6・一部改正)

(部長の専決事項)

第7条 部長が専決できる事項(第7条の3に係るものを除く。)は、次のとおりとする。ただし、所属次長が置かれていない場合にあつては、同条第2号から第5号までに掲げる事項を含むものとする。

- (1) 重要な許可、認可及び命令に関すること。
- (2) 比較的重要な証明に関すること。
- (3) 重要な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (4) 行政文書の開示等のうち重要なものに関すること。
- (5) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に係る事項のうち重要なものに関すること。
- (6) 要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃のうち軽易なものに関すること。
- (7) 予算に定めのある国庫補助及び県補助の申請に関すること。
- (8) 重要な広報活動に関すること。
- (9) 部長の宿泊を伴わない出張命令に関すること。
- (10) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の出張命令に関すること。
- (11) 所属職員の宿泊を伴う出張命令に関すること。
- (12) 所管に係る附属機関の委員その他の構成員の出張命令に関すること。
- (13) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の休暇届及び欠勤届に関すること。

部改正)

(除外規定)

第6条 この規則に定める専決事項であっても、次に掲げる事項については、すべて教育長の決裁を経なければならない。

- (1) 重要かつ異例に属すること。
- (2) 紛議論争又は将来その原因となると認められること。
- (3) 例規又は先例となること(次条第6号に係るものを除く。)
- (4) 特に教育長から指定された事項に関すること。
- (5) その他教育長の決裁を受けることを適当と認められること。

(平25教委規則6・一部改正)

(部長の専決事項)

第7条 部長が専決できる事項(第7条の3に係るものを除く。)は、次のとおりとする。ただし、所属次長が置かれていない場合にあつては、同条第2号から第5号までに掲げる事項を含むものとする。

- (1) 重要な許可、認可及び命令に関すること。
- (2) 比較的重要な証明に関すること。
- (3) 重要な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (4) 行政文書の開示等のうち重要なものに関すること。
- (5) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に係る事項のうち重要なものに関すること。
- (6) 要綱、事務取扱要領等の制定及び改廃のうち軽易なものに関すること。
- (7) 重要な広報活動に関すること。
- (8) 部長の宿泊を伴わない出張命令に関すること。
- (9) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の出張命令に関すること。
- (10) 所属職員の宿泊を伴う出張命令に関すること。
- (11) 所管に係る附属機関の委員その他の構成員の出張命令に関すること。
- (12) 所属次長及び所属次長の所管に属さない所属課長の休暇届及び欠勤届に関すること。

(14) 臨時職員の採用に関すること。

(15) 予定価格500万円以上2,000万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関すること。

(16) 1件50万円以上200万円未満の財産(物品を除く。)の交換及び処分に関すること。

(17) 1件200万円以上1,000万円未満の備品の処分に関すること。

(18) 500万円以上の歳入の調定に関すること。

(19) 所管に係る使用料、手数料その他の諸収入の減免に関すること(当該減免の額が1件50万円以上100万円未満のもの又は減免の基準が明確なものに限る。)

(20) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件2,000万円以上5,000万円未満のものに関すること。

(21) 前各号に定めるもののほか、比較的重要な事務の処理、滞納処分、欠損処分及び1件500万円以上2,000万円未満の支出負担行為に関すること(第8条第21号に係るものを除く。)

(平4教委規則4・平5教委規則3・平6教委規則1・平9教委規則4・平10教委規則9・平10教委規則10・平10教委規則12・平11教委規則3・平12教委規則3・平12教委規則9・平19教委規則7・平20教委規則6・平21教委規則2・平21教委規則11・平21教委規則16・平22教委規則4・平23教委規則5・平25教委規則3・平25教委規則6・一部改正)

(参事の専決事項)

第7条の2 参事が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 特に指定された定例又は軽易な許可、認可、命令及び滞納処分に関すること。

(2) 特に指定された課相互の総合調整及び運営に関すること。

(3) 参事の宿泊を伴わない出張命令に関すること。

(平20教委規則3・追加)

(次長の専決事項)

第7条の3 次長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 定例又は軽易な許可、認可、命令及び滞納処分に関すること。

(2) 課相互の総合調整及び運営に関すること。

(13) 臨時職員の採用に関すること。

(14) 前各号に定めるもののほか、比較的重要な事務の処理に関すること。

(平4教委規則4・平5教委規則3・平6教委規則1・平9教委規則4・平10教委規則9・平10教委規則10・平10教委規則12・平11教委規則3・平12教委規則3・平12教委規則9・平19教委規則7・平20教委規則6・平21教委規則2・平21教委規則11・平21教委規則16・平22教委規則4・平23教委規則5・平25教委規則3・平25教委規則6・一部改正)

(参事の専決事項)

第7条の2 参事が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 特に指定された定例又は軽易な許可、認可、命令及び滞納処分に関すること。

(2) 特に指定された課相互の総合調整及び運営に関すること。

(3) 参事の宿泊を伴わない出張命令に関すること。

(平20教委規則3・追加)

(次長の専決事項)

第7条の3 次長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 定例又は軽易な許可、認可、命令及び滞納処分に関すること。

(2) 課相互の総合調整及び運営に関すること。

- (3) 所属課長の出張命令に関すること(第7条第11号に係るものを除く。)
- (4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に限る。)
- (5) 所属課長の休暇届及び欠勤届に関すること。
- (6) 予定価格500万円以上1,000万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関すること。
- (7) 1件50万円以上100万円未満の財産(物品を除く。)の交換及び処分に関すること。
- (8) 1件200万円以上500万円未満の備品の処分に関すること。
- (9) 500万円以上1,000万円未満の歳入の調定に関すること。
- (10) 所管に係る使用料、手数料その他の諸収入の減免に関すること(当該減免の額が1件50万円以上75万円未満のもので、かつ、減免の基準が明確なものに限る。)
- (11) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件1,000万円以上2,000万円未満のものに関すること。
- (12) 前各号に定めるもののほか、1件500万円以上1,000万円未満の支出負担行為に関すること(次条第21号に係るものを除く。)

(平3教委規則6・平4教委規則4・平5教委規則3・平9教委規則4・平10教委規則9・平11教委規則3・平12教委規則3・平19教委規則7・一部改正、平20教委規則3・旧第7条の2繰下・一部改正、平20教委規則6・平21教委規則2・平21教委規則11・平21教委規則16・平22教委規則4・平23教委規則5・平25教委規則3・平25教委規則6・一部改正)

(課長の共通専決事項)

第8条 課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例かつ軽易な許可、認可及び命令に関すること。
- (2) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (3) 行政文書の開示等に関すること(第7条第4号に係るものを除く。)
- (4) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に関すること(第7条第5号に係るものを除く。)
- (5) 所属職員の出張命令に関すること(第7条第11号に係るものを除く。)
- (6) 所属職員の時間外勤務命令に関すること(前条第4号に係るものを除

- (3) 所属課長の出張命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)
- (4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に限る。)
- (5) 所属課長の休暇届及び欠勤届に関すること。

(平3教委規則6・平4教委規則4・平5教委規則3・平9教委規則4・平10教委規則9・平11教委規則3・平12教委規則3・平19教委規則7・一部改正、平20教委規則3・旧第7条の2繰下・一部改正、平20教委規則6・平21教委規則2・平21教委規則11・平21教委規則16・平22教委規則4・平23教委規則5・平25教委規則3・平25教委規則6・一部改正)

(課長の共通専決事項)

第8条 課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例かつ軽易な許可、認可及び命令に関すること。
- (2) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関すること。
- (3) 行政文書の開示等に関すること(第7条第4号に係るものを除く。)
- (4) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に関すること(第7条第5号に係るものを除く。)
- (5) 所属職員の出張命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)
- (6) 所属職員の時間外勤務命令に関すること(前条第4号に係るものを除

く。)

- (7) 公簿及び図書の閲覧に関すること。
- (8) 軽易な広報活動に関すること。
- (9) 主管事務について当事者の呼び出しに関すること。
- (10) 各種台帳の調整及び整備に関すること。
- (11) 主管事務に関する統計及び資料等の収集に関すること。
- (12) 主管団体の指導に関すること。
- (13) 所属職員の休暇届及び欠勤届に関すること。
- (14) 主管に係る公印の管理に関すること。
- (15) 所掌に係る事項に関する支出命令並びに歳入歳出外現金の受入通知及び払出命令に関すること。
- (16) 予定価格500万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関すること。
- (17) 1件50万円未満の財産(物品を除く。)の交換及び処分に関すること。
- (18) 所管に係る備品の管理換え及び1件200万円未満の備品の処分に関すること。
- (19) 500万円未満の歳入の調定に関すること。
- (20) 所管に係る使用料、手数料その他の諸収入の減免に関すること(当該減免の額が1件50万円未満のもので、かつ、減免の基準が明確なものに限る。)
- (21) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件1,000万円未満のものに関すること。
- (22) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務の処理及び次に掲げる経費についての支出負担行為に関すること。
  - ア 義務的経費(人件費(賃金を含む。)、扶助費、公債費)
  - イ 燃料費
  - ウ 光熱水費
  - エ 賄材料費
  - オ 通信運搬費
  - カ 保険料
  - キ 負担金補助及び交付金(保険給付費等扶助費的なものに限る。)

く。)

- (7) 公簿及び図書の閲覧に関すること。
- (8) 軽易な広報活動に関すること。
- (9) 主管事務について当事者の呼び出しに関すること。
- (10) 各種台帳の調整及び整備に関すること。
- (11) 主管事務に関する統計及び資料等の収集に関すること。
- (12) 主管団体の指導に関すること。
- (13) 所属職員の休暇届及び欠勤届に関すること。
- (14) 主管に係る公印の管理に関すること。
- (15) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務の処理に関すること。

ク 市税償還金

ケ その他の経費で1件500万円未満のもの

(平3教委規則6・平4教委規則4・平9教委規則4・平10教委規則9・平11教委規則3・平12教委規則3・平19教委規則7・平20教委規則3・平20教委規則6・平21教委規則2・平21教委規則11・平21教委規則16・平22教委規則4・平23教委規則5・平25教委規則3・平25教委規則6・一部改正)

(教育総務課長の専決事項)

第9条 教育総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 学校施設(幼稚園施設及び第10条第1号に係るものを除く。)の使用許可に関する事。

(平元教委規則5・平9教委規則4・平14教委規則1・平24教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(生涯学習課長の専決事項)

第9条の2 生涯学習課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習施設(生駒市コミュニティセンター及び生駒駅前図書室を除く。次号において同じ。)の使用許可に関する事。
- (2) 生涯学習施設の休館日及び使用時間の変更に関する事。
- (3) 生駒ふるさとミュージアムの使用許可に関する事。
- (4) 生駒ふるさとミュージアムの休館日及び使用時間の変更に関する事。
- (5) やまびこホールの使用料の徴収及び還付に関する事。

(平24教委規則6・追加、平26教委規則4・一部改正)

(スポーツ振興課長の専決事項)

第10条 スポーツ振興課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校体育施設の開放に係る使用許可に関する事。
- (2) 社会体育施設の使用許可に関する事。
- (3) 社会体育施設の休館日、休場日及び使用時間の変更に関する事。
- (4) 社会体育施設の使用料の徴収及び還付に関する事。

(平元教委規則5・全改、平2教委規則6・平20教委規則3・平24教委規

(平3教委規則6・平4教委規則4・平9教委規則4・平10教委規則9・平11教委規則3・平12教委規則3・平19教委規則7・平20教委規則3・平20教委規則6・平21教委規則2・平21教委規則11・平21教委規則16・平22教委規則4・平23教委規則5・平25教委規則3・平25教委規則6・一部改正)

(教育総務課長の専決事項)

第9条 教育総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 学校施設(幼稚園施設及び第10条第1号に係るものを除く。)の使用許可に関する事。

(平元教委規則5・平9教委規則4・平14教委規則1・平24教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(生涯学習課長の専決事項)

第9条の2 生涯学習課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習施設(生駒市コミュニティセンター及び生駒駅前図書室を除く。次号において同じ。)の使用許可に関する事。
- (2) 生涯学習施設の休館日及び使用時間の変更に関する事。
- (3) 生駒ふるさとミュージアムの使用許可に関する事。
- (4) 生駒ふるさとミュージアムの休館日及び使用時間の変更に関する事。

(平24教委規則6・追加、平26教委規則4・一部改正)

(スポーツ振興課長の専決事項)

第10条 スポーツ振興課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 学校体育施設の開放に係る使用許可に関する事。
- (2) 社会体育施設の使用許可に関する事。
- (3) 社会体育施設の休館日、休場日及び使用時間の変更に関する事。

(平元教委規則5・全改、平2教委規則6・平20教委規則3・平24教委規



則6・一部改正)

(図書館長の専決事項)

第11条 図書館長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 所管する施設の休館日及び使用時間の変更に関する事。
- (2) 所管する施設の入館の制限に関する事。

(平2教委規則6・追加、平5教委規則3・平10教委規則10・平11教委規則3・平14教委規則12・平20教委規則3・平20教委規則5・平21教委規則2・平21教委規則9・平22教委規則4・平24教委規則6・一部改正)

(主幹の専決事項)

第11条の2 第8条の規定にかかわらず、次の事項については、主幹が専決することができる。

- (1) 所属職員の出張命令に関する事(第7条第11号に係るものを除く。)
- (2) 予定価格300万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関する事。
- (3) 300万円未満の歳入の調定に関する事。
- (4) 前3号に定めるもののほか、1件300万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び歳入歳出外現金の払出命令に関する事。

(平21教委規則11・全改、平22教委規則4・平24教委規則4・平25教委規則3・平25教委規則6・一部改正)

(施設長の専決事項)

第12条 第8条及び前条の規定にかかわらず、次の事項については、施設長が専決することができる。

- (1) 定例かつ軽易な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関する事。
- (2) 行政文書の開示等に関する事(第7条第4号に係るものを除く。)
- (3) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に関する事(第7条第5号に係るものを除く。)
- (4) 所属職員の出張命令に関する事(第7条第11号に係るものを除く。)
- (5) 所属職員の時間外勤務命令に関する事(第7条の3第4号に係るものを除く。)

則6・一部改正)

(図書館長の専決事項)

第11条 図書館長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 所管する施設の休館日及び使用時間の変更に関する事。
- (2) 所管する施設の入館の制限に関する事。

(平2教委規則6・追加、平5教委規則3・平10教委規則10・平11教委規則3・平14教委規則12・平20教委規則3・平20教委規則5・平21教委規則2・平21教委規則9・平22教委規則4・平24教委規則6・一部改正)

(主幹の専決事項)

第11条の2 第8条の規定にかかわらず、次の事項については、主幹が専決することができる。

- (1) 所属職員の出張命令に関する事(第7条第10号に係るものを除く。)

(平21教委規則11・全改、平22教委規則4・平24教委規則4・平25教委規則3・平25教委規則6・一部改正)

(施設長の専決事項)

第12条 第8条及び前条の規定にかかわらず、次の事項については、施設長が専決することができる。

- (1) 定例かつ軽易な申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関する事。
- (2) 行政文書の開示等に関する事(第7条第4号に係るものを除く。)
- (3) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に関する事(第7条第5号に係るものを除く。)
- (4) 所属職員の出張命令に関する事(第7条第10号に係るものを除く。)
- (5) 所属職員の時間外勤務命令に関する事(第7条の3第4号に係るものを除く。)

- (6) 公簿及び図書の閲覧に関すること。
- (7) 軽易な広報活動に関すること。
- (8) 主管事務について当事者の呼び出しに関すること。
- (9) 各種台帳の調整及び整備に関すること。
- (10) 主管事務に関する統計及び資料等の収集に関すること。
- (11) 主管団体の指導に関すること。
- (12) 所属職員の休暇届及び欠勤届に関すること。

(13) 所管に係る事項に関する支出命令並びに歳入歳出外現金の受入通知及び払出命令に関すること。

(14) 予定価格100万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関すること。

(15) 100万円未満の歳入の調定に関すること。

(16) 前各号に定めるもののほか、定例かつ軽易な事務の処理及び1件100万円未満の支出負担行為に関すること。

(平元教委規則8・一部改正、平2教委規則6・旧第11条繰下・一部改正、平3教委規則6・平4教委規則4・平9教委規則4・平10教委規則9・平11教委規則3・平12教委規則3・平13教委規則3・平19教委規則7・平20教委規則3・平20教委規則6・平21教委規則2・平21教委規則11・平22教委規則4・平24教委規則4・平25教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(図書館南分館長、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長の専決事項)

第12条の2 図書館南分館長、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長が専決できる事項については、第11条第2号の規定を準用する。

(平10教委規則10・追加、平20教委規則5・旧第12条の2繰下、平21教委規則2・旧第12条の3繰上、平22教委規則4・平24教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(課長補佐の専決事項)

第13条 第8条及び第11条の2の規定にかかわらず、次の事項については、課長補佐が専決することができる。

(1) 所属職員の出張命令に関すること(第7条第11号に係るものを除く。)

(2) 予定価格100万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関すること。

- (6) 公簿及び図書の閲覧に関すること。
- (7) 軽易な広報活動に関すること。
- (8) 主管事務について当事者の呼び出しに関すること。
- (9) 各種台帳の調整及び整備に関すること。
- (10) 主管事務に関する統計及び資料等の収集に関すること。
- (11) 主管団体の指導に関すること。
- (12) 所属職員の休暇届及び欠勤届に関すること。

(13) 前各号に定めるもののほか、定例かつ軽易な事務の処理に関すること。

(平元教委規則8・一部改正、平2教委規則6・旧第11条繰下・一部改正、平3教委規則6・平4教委規則4・平9教委規則4・平10教委規則9・平11教委規則3・平12教委規則3・平13教委規則3・平19教委規則7・平20教委規則3・平20教委規則6・平21教委規則2・平21教委規則11・平22教委規則4・平24教委規則4・平25教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(図書館南分館長、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長の専決事項)

第12条の2 図書館南分館長、図書館北分館長及び生駒駅前図書室長が専決できる事項については、第11条第2号の規定を準用する。

(平10教委規則10・追加、平20教委規則5・旧第12条の2繰下、平21教委規則2・旧第12条の3繰上、平22教委規則4・平24教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(課長補佐の専決事項)

第13条 第8条及び第11条の2の規定にかかわらず、次の事項については、課長補佐が専決することができる。

(1) 所属職員の出張命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)

(3) 100万円未満の歳入の調定に関すること。

(4) 1件100万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び歳入歳出外現金の払出命令に関すること。

(平24教委規則4・全改、平25教委規則3・平25教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(専決の特例)

第14条 主幹又は課長補佐は、課長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。

2 副園長は、園長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。

(平2教委規則6・旧第13条繰下、平10教委規則9・平12教委規則3・平13教委規則3・平14教委規則1・平25教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(戻入、戻出、振替の場合における準用)

第15条 この規則中調定及び支出負担行為並びに支出命令に関する規定は、歳入の戻入及び歳入の戻出並びに歳入歳出の更正及び振替について準用する。

(平2教委規則6・旧第14条繰下)

(男女共同参画プラザ所長の専決事項)

第16条 男女共同参画プラザの職員に補助執行させる生駒市コミュニティセンターの管理に関する事務に関して男女共同参画プラザ所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒市コミュニティセンターの使用許可に関すること。
- (2) 生駒市コミュニティセンターの休館日及び使用時間の変更に関すること。
- (3) 生駒市コミュニティセンターの入館の制限に関すること。
- (4) 生駒市コミュニティセンターの使用料の徴収及び還付に関すること。

(平24教委規則4・全改、平25教委規則3・平25教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(専決の特例)

第14条 主幹又は課長補佐は、課長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。

2 副園長は、園長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。

(平2教委規則6・旧第13条繰下、平10教委規則9・平12教委規則3・平13教委規則3・平14教委規則1・平25教委規則6・平26教委規則4・一部改正)

(平2教委規則6・旧第14条繰下)

(男女共同参画プラザ所長の専決事項)

第15条 男女共同参画プラザの職員に補助執行させる生駒市コミュニティセンターの管理に関する事務に関して男女共同参画プラザ所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒市コミュニティセンターの使用許可に関すること。
- (2) 生駒市コミュニティセンターの休館日及び使用時間の変更に関すること。
- (3) 生駒市コミュニティセンターの入館の制限に関すること。